

綱領ヲ本部費ヲ以テパンフレットトシテ發行シ

主但織勞働者ニ文銀布シ普及セシメテ如何

ト提出シ其成立の妨ヲ諒リテ結果

平部中央委員ニ任ズルコトニ決定

次ニ建議案委員長ヨリ追加議案トシテ

一 徽章章統一ニ関スル件

一 八時同制ノ確立

一 二件ヲ報告承認シ後愈々日程ニナル

一 總聯合但連件 本沢、説明

(說明内容既報の要案外又曰又々殊々並總聯

令問題へ撤回トナリテモノ) 項目中 全國總聯

令但連ノ件ノ通り)

尚実行方法トシテ

一 三ヶ月前協議會ハ協議會創立ト總聯合但連

スルコトステートメントヲ全國ノ組織勞働者ニ散布

スルコト

一 項目ヲ追加スルコト、シテカハノ時並般旧日本勞働總

同盟ノ總聯合ヲ準備的行動トシテ大阪ノ日本農民

但連本部ノ關係ヲナリト仰ク之ヲ成立セサル理由ヲ考

考シ、彼レニ答フコト以テ、後日アリキトシテ同連テ之ニ

對シテ答拂シ去一報ハ、後日中央委員ナリテ西尾未

云等ヨリ指彈セラレ居ル(其係上) 案充分知得

ヤカカ余リ追及ヤサル方何ナラント云々

次ニ甲一が義理ハ

内容ハ知悉ヤメリ要之何等ノ準備スナリ總聯合ヲ

急イテハ失態ノ困ヲ為ラズト思フト若ハ之レニテ討